

## 金保護預り規定

### 1【保護預りの範囲等】

- (1) この保護預り口座への預入れは、当行から購入した金をただちに預入れる場合に限りです。
- (2) この保護預り口座へ金を預入れまたは引出すときの単位は、当行所定の重量とします。
- (3) この保護預り口座への金の預入れおよび引出しは、当行所定の店舗・取引日・取引時間帯に限り取扱います。

### 2【保管方法】

- (1) この口座に保護預りする金（以下「保護預り金」といいます。）は、当行所定の場所に他の預け主の金と区別することなく混蔵して保管できるものとします。
- (2) 保護預り金については、次の事項について同意があったものとして取扱います。
  - A 当行が第三者に復寄託すること
  - B 預け主が、預入れした金の重量に応じて共有権または準共有権を有すること
  - C 預け主が新たに金を預入れまたは引出すときは、その預入れまたは引出しについて、他の預け主との協議を要しないこと

### 3【保護預り手数料】

- (1) 預け主は、毎年4月と10月の当行所定の日（以下「引落日」といいます。）に、預入れ期間に応じ当行所定の料率により計算した保護預り金にかかる保護預り手数料（以下「手数料」といいます。）を、後払いで支払うものとします。
- (2) 手数料は、引落日に、預け主が指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から口座振替の方法により自動的に引き落とすものとします。
- (3) 指定預金口座の支払可能残高が保護預り手数料相当額に満たないために当行が前記(2)の引き落としを行えなかった場合は、預け主は指定預金口座の支払可能残高が手数料相当額以上になるようただちに入金するものとします。預け主がこの入金を行った後は、当行は前記(2)の引落日にかかわらず、指定預金口座から自動的に引き落とすことができるものとします。
- (4) 前記(2)および(3)により指定預金口座より自動的に引き落とす際には、指定預金口座にかかる預金規定および総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出を不要とします。
- (5) 前記(3)にかかわらず、預け主が指定預金口座に手数料相当額を入金しない場合は、当行は一般に適当と認められる方法、時期、価格等により預け主の保護預り金を処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を預け主の手数料の支払に充当できるものとします。取得金を預け主の手数料の支払に充当した後に、なお預け主の支払うべき手数料が残っているときは、預け主はただちに支払うものとします。
- (6) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。この変更後の手数料は、変更を行った日以降に最初に到来する引落日から適用するものとします。
- (7) この契約が解約される場合、または預け主が保護預り口座から保護預り金の全量を引き出す場合は、当行は解約日または保護預り金の全量を引き出す日（以下「引出日」といいます。）までの保護預り手数料を解約日または引出日に指定預金口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

### 4【預入れ等】

- (1) 預け主が当行から金を購入しこの保護預り口座に預入れるときは、預け主は当行所定の書

面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）のうえ、通帳とともに当店に提出してください。

(2) 前記(1)の預入れの際には、預け主は当行所定の金預入れ手数料を支払うものとします。

## 5【保護預り金の引出】

(1) 保護預り口座からの保護預り金の引き出しは、預け主が当行所定の手続きにより保護預り金を当行に売却し、当行が預け主に売却代金を支払う方法か、後記6の金地金の引渡しの方法によるものとします。

(2) 保護預り金を引き出すときは、預け主は当行所定の書面に届出印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）のうえ、通帳とともに当行に提出してください。

(3) 預け主が保護預り金を当行に売却し、当行が預け主に売却代金を支払う方法により金を引き出す場合は、当行は当該売却代金を当行所定の手続きにより指定預金口座に入金するものとします。

(4) 前記(1)の引出しの際には、預け主は当行所定の金引出し手数料を支払うものとします。

## 6【金地金の引渡し】

(1) 預け主は、当行所定の店舗にかぎり、保護預り金を金地金の引渡しの方法により引き出すことができるものとします。

(2) 金地金の引渡しは、預け主が引出しを申し込んだ日の数日後になる場合があります。また引渡しする金地金の銘柄等は、当行が任意に定めるものとします。

(3) 金地金の引渡しの方法により保護預り金を引き出す場合は、預け主は別途当行所定の金地金取扱手数料（パー・チャージ）を支払うものとします。

## 7【残高の通知】

保護預り金の残高は、当行所定の時期に年1回以上、預け主の届出の住所にあてて書面を送付することにより通知します。

## 8【届出事項の変更、通帳の再発行】

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 預け主が前記8(1)を怠るなど預け主の責めに帰すべき事由により、当行が預け主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(3) 通帳または印章を失った場合の保護預り口座への保護預り金の預入れもしくは引出し、または通帳の再発行は、当行所定の手続をしたあとに行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 通帳を再発行するときは、預け主は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

## 9【成年後見人等の届出】

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預け主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前期(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前期(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 10【印鑑照合等】

この契約における当行所定の書面、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 11【損害の負担等】

- (1) 当行は、次の場合に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、その責を負いません。
  - A 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、預入れ、引出し、引渡し等の取引が遅延し、または不能になったことにより生じた場合
  - B 当行が、当行所定の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当に注意をもって照合し、相違があるため、保護預り金の引渡しまたはその売却代金の支払を行わなかった場合
  - C 電信または郵便の誤謬、遅延等当行に責に帰すことのできない事由により生じた場合
- (2) 前記(1) Aの事由により、保護預り金が紛失、滅失、き損等した場合、または前記5(3)による金の売却代金の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害についても、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 12【解約等】

- (1) この契約は預け主の申し出により、いつでも解約することができるものとします。この場合、預け主は当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）のうへ、通帳とともに当店に提出し、保護預り金を引取ってください。保護預り金は、預け主が引取るまでは、この規定により当行が預かっているものとします。なお、通帳または印章を失った場合の解約は、このほか前記8(3)の定めに基づいて取扱います。
- (2) 預け主が手数料を支払わないとき、その他相当の事由があるときは、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があった時は、ただちに当行所定の手続をとり、保護預り金を引取ってください。
- (3) 前記(1)または(2)による保護預り金の引取手続が遅延したときは、遅延損害金として、解約日から引取日までの手数料相当額を、支払うものとします。
- (4) 当行は、前記(3)の遅延損害金を、前記3(2)の方法に基づいて引取りの日に指定預金口座より自動的に引き落とすことができるものとします。この場合、指定預金口座に前記(3)の遅延損害金に相当する金額がないときは、前記3(5)の定めに基づいて取得金から充当することができるものとします。

### 13【緊急措置】

法令の定めるところにより保護預り金の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 14【譲渡、質入れの禁止】

- (1) 保護預り口座の通帳、保護預り金、その他この契約にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

### 15【準拠法、裁判管轄】

この契約の契約準拠法は日本法とします。この契約に基づく諸取引に関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 16【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)